

表 6－9 振動規制法に定める特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

特 定 建 設 作 業 種 類	種 類 に 対 す る 規 制 基 準					備 考
	振 動 の 大 き さ	夜間または 深夜作業 の 禁 止	1 日 の 作 業 時 間 の 制 限	作 業 時 間 の 制 限	日 曜 日 、 そ の 他 の 休 日 の 作 業 禁 止	
① くい打機、 くい抜機ま たはくい打 くい抜機を 使用する作 業	7.5 デシベル	第 1 号区域 午後 7 時 から翌日の 午前 7 時 ま で	第 1 号区域 1 日につき 1 0 時 間	同 一 場 所 に お い て 連 続 間 6 日	日 曜 日 、 そ の 他 の 休 日	もんけん、圧入式くい 打機、油圧式くい抜 機、圧入式くい打くい 抜機を除く。
② 鋼球を使用 して建築物 その他の工 作物を破壊 する作業						
③ 舗装版破碎 機を使用す る作業						作業地点が連続的に移 動する作業にあって は、1 日における当該 作業に係る二地点間の 最大距離が50mを超え ない作業に限る。
④ ブレーカー を使用する 作業						手持式のものを除き、 作業地点が連続的に移 動する作業にあって は、1 日における当該 作業使用する作業に係 る二地点間の最大距離 が50mを超えない作業 限る。

(注) (区域の区分) 第 1 号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第 1 種区域、第 2 種区域および第 3 種区域の全区ならびに第 4 種区域で(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域。
第 2 号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第 4 種区域のうち、第 1 号区域を除く区域。
(そ の 他) 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線での値である。